

【学校感染症】 出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
第3種	結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		
※以下の「その他の感染症」は必要があるときに限り、第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められており、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。一部を例示してあるが、必ずしも出席停止を行うべき、というものではない。		
その他の感染症（第3種として扱う場合あり）	感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能
	溶連菌感染症	適正な抗菌薬療法開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	RSウイルス感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良ければ登校可能
	EBウイルス感染症	解熱し、全身症状が回復すれば登校可能
	単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクなどをして登校可能。発熱や全身性の水泡がある場合は欠席治療が望ましい
	帯状疱疹	水痘ほど感染力は強くない。病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるので登校可能
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
	ウイルス性肝炎	A型：肝機能正常化後登校可能 B型：出席停止不要
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能